

3) モニタリング計画について

* 西側（青森県）モニタリング計画

現在、不法投棄現場から周辺環境への汚染拡散を監視する目的で、周辺部で5地点と現場内で6地点を監視している。

平成15年度からは、本格的な対策工事が両県で実施されることから、工事の実施に伴う周辺への拡散がないことを確認するため、次の調査地点を追加してモニタリングを行う。

モニタリングは工事施工中及び水環境については事後も継続して行う。

1. 水環境

(1) 周辺環境

- 南側県境の地下水・・・・・・・・・・1地点（ア-1）
- 南側牧草地の地下水・・・・・・・・・・1地点（ア-2）
- 放流先の支川（沢）・・・・・・・・・・2地点（ア-6、7）
- 放流先の杉倉川・・・・・・・・・・2地点（ア-8、9）
- 境沢に合流する上流の沢水・・・・・・・・2地点（ア-10、11）

(2) 不法投棄現場内

- 現場内の対策工事の汚染拡散を監視するための地下水・・2地点
（ア-3、4）
- 遮水壁の効果を監視するための地下水・・・・・・・・・・2地点
（ア-5、6）

2. 大気環境

(1) 南側敷地境界・・・・・・・・西から東の風が卓越している。（ア-1）

- ・有害大気汚染物質と特定悪臭物質

(2) 集落内・・・・・・・・・・上郷公民館（ア-2）

- ・大気汚染物質（運搬車両に伴う調査項目を含む）

【図5-1 周辺環境モニタリング位置図】

【図5-2 敷地内・不法投棄現場内モニタリング位置図】

3. 地下水位測定

地下水位分布を把握するため、観測井の地下水位を年4回、両県同時に測定する。

【図5-3 地下水位測定位置図】

* 東側（岩手県）モニタリング計画

現在、不法投棄現場内の汚染状況の把握、現場内からの汚染水による周辺環境への影響を監視する等の目的で、周辺環境の河川、沢等の7地点、現場内の地下水を11地点で監視している。

15年度以降は廃棄物撤去工事等が開始される見込であることから、上記目的による監視を強化するため、次の調査地点を追加してモニタリングを行う。

1. 水環境

(1) 周辺環境

馬淵川と金田一川（小端川）の合流点の直下流・・・・・・・・・・1地点

(2) 不法投棄現場内

現場内の対策工事による汚染拡散等の監視目的の地下水・・・・3地点

場内観測井が撤去する廃棄物や汚染土壌の領域に設置されている場合、廃棄物の撤去等により当該観測井も一時的に撤去することがあるが、廃棄物除去工事中や廃棄物除去後の汚染状況を把握する観点から、新たに適切な位置に観測井を設置し、モニタリングを継続する。

2. 大気環境

現在は大気のモニタリングの詳細について決定していないが、廃棄物の撤去等に当たっては、次の事項を踏まえ敷地境界等の適切な地点で適切な項目をモニタリングする。

- ・ 大気を媒介とした汚染拡散シミュレーション結果
- ・ 冬季の現地の風向が西から東の風に卓越（平成14年10月～平成15年1月調査結果）
- ・ 地域住民の意向

【図5 - 1 周辺環境モニタリング位置図】

【図5 - 2 敷地内・不法投棄現場内モニタリング位置図】

3. 地下水位測定

地下水位分布を把握するため、観測井の地下水位を年4回、両県同時に測定する。

【図5 - 3 地下水位測定位置図】